

旭川市建築行政マネジメント計画

令和3年度（2021年度）版

旭川市

目 次

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| I | はじめに | 1 |
| 1 | 建築行政マネジメント計画策定の背景と目的 | 1 |
| 2 | マネジメント計画の期間 | 1 |
| 3 | マネジメント計画の公表 | 1 |
| 4 | 進捗状況等の把握と公表 | 1 |
| 5 | マネジメント計画の取り組みの見直しと継続的改善 | 1 |
| II | 計画期間中の目標及び推進すべき施策 | 2 |
| 1 | 迅速かつ適確な建築確認審査の実施 | 2 |
| 2 | 違反建築物等への対策の徹底 | 2 |
| 3 | 建築物等の適切な維持管理による安全性の確保 | 3 |
| | (1) 定期報告の徹底及び既存不適格の改善による既存建築物の安全性の確保 | 3 |
| | (2) 建築物に係るアスベスト対策の推進 | 4 |
| | (3) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 | 5 |
| | (4) 空家等対策の推進 | 5 |
| 4 | 事故・災害時の対応 | 6 |
| | (1) 事故発生時の関係機関との連携による迅速な対応及び再発防止 | 6 |
| | (2) 迅速な災害対応を可能とする体制の整備 | 6 |
| 5 | 消費者への対応 | 7 |
| 6 | 執行業務体制の整備 | 7 |
| | (1) 内部組織の執行体制 | 7 |
| | (2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制 | 8 |

I はじめに

1 建築行政マネジメント計画策定の背景と目的

本市では、建築行政における円滑かつ的確な業務を推進するため、平成23年3月に「旭川市建築行政マネジメント計画」（以下「マネジメント計画」という。）を策定し、建築物の安全安心の確保を目的として各施策を推進してきました。

令和2年6月には、「建築行政マネジメント計画策定指針の改定について（技術的助言）」（令和2年2月5日付国住指第3643号）を踏まえ、マネジメント計画を改訂し、一定の目標を達成した施策や本市の建築行政の実態に即していない施策を削除するとともに、目標が達成されていない施策について、目標値の見直しを行ったところです。

一方、近年、全国各地で地震が発生し、建築物の耐震性確保に対する市民の意識も高まっており、建築物の耐震化の促進に向けた取組の強化が求められています。

また、適切に管理がされていない空き家が周辺に悪影響を及ぼしており、空き家対策への市民の関心も高まっています。

こうしたことから、近年、重要性が増してきている「耐震化対策」及び「空家等対策」に関する施策方針を新たにマネジメント計画に位置づけるとともに、新たな目標値の設定などの見直しを行うこととし、令和3年度改訂版として引き続き本計画に基づく取組みを進めることとします。

2 マネジメント計画の期間

本計画は、中長期的な目標を提示していることから、計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

3 マネジメント計画の公表

マネジメント計画は、旭川市建築部建築指導課ホームページで公表し、庁内はもとより関係団体や市民にも理解と協力を求めながら、本計画で示した目標の達成を確実なものとします。

4 進捗状況等の把握と公表

マネジメント計画において設定した目標値については、毎年度末に達成状況の取りまとめを行い、検証するとともにその達成状況を公表します。

5 マネジメント計画の取り組みの見直しと継続的改善

目標進捗状況を踏まえて、マネジメント計画に盛り込んだ施策の検証を適宜行うとともに、計画期間中であっても、事故・災害の発生や社会情勢の変化など必要に応じてマネジメント計画の見直しを行うなど即応性を高め、継続的な改善を図ります。

Ⅱ 計画期間中の目標及び推進すべき施策

1 迅速かつ適確な建築確認審査の実施

建築確認審査を迅速かつ適確に実施することで、円滑な経済活動に寄与する。

【目標】

適合するかどうかを決定することができない旨の通知書は、確認申請等の受付日から19日以内に交付する。

- ・対象とする申請は、建築基準法第6条第1項第2号建築物及び同項第3号建築物に限る。
- ・目標日数は、前計画期間中の平均値21.3日から本計画期間の終了時において2.3日を短縮する。

| 【施策】 | 【取組】 |
|-----------------------------|--|
| 関係機関の資料・制度の活用と組織内外における情報の共有 | <ul style="list-style-type: none"> ・通常の法解釈のみでは適合判定できないものは、国土交通省、日本建築行政会議等の主要機関が編集した刊行物や法改正の際に公開された解説資料、Q & A等を参照するほか、他の行政庁、指定民間確認検査機関や構造計算適合性判定機関から情報を収集し、多角的な視点で速やかに判定を行う。 ・建築確認審査担当者は、設計者等からの相談の対応事例を活用する等、相互に審査技術の情報や知識を共有することで審査能力の向上に取り組む。 ・確認申請の事前相談の実施や申請者等に対し、構造計算適合性判定機関への事前審査制度の活用を勧める。 ・確認申請毎に建築物の規模や用途種別に応じた審査日数を設定するほか、補正等に時間を要している場合は速やかな対応を申請者等に要請するなど、審査日数の進捗管理を適切に行う。 |

2 違反建築物等への対策の徹底

市民の生命、健康及び財産を保護するため、関係機関と連携して違反建築物の実態を把握し、違反建築物対策を計画的に推進する。

【目標】

違反建築を未然に防止するとともに、違反建築物の早期発見により、迅速かつ効果的な是正指導を行う。

| 【施策】 | 【取組】 |
|-------------------------------|---|
| ①違反建築物のパトロール及び違反建築防止に関する啓発の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・違反建築及び違反建築物のパトロールを適宜行い、早期発見により、悪質な違反を未然に防止する。 ・市内の指定確認検査機関や建築関係団体に向けた違反建築防止に関する文書の通知や違反建築物の防止のため、建築指導課ホームページなどにより、法制度などを周知し、違反建築の未然防止に向けた啓発を行う。 |

| | |
|------------------------------|--|
| ②違反建築物に係る是正指導の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・違反建築物の是正状況の進捗管理を適宜行い、状況に応じて継続的に是正措置を指導する。 |
| ③警察、消防等の関係機関等との情報共有及び連携対応の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防及び建築基準法に係る所管法令を扱う関係機関と情報を共有し、連携して違反建築物対策を行う。 |
| ④違法設置エレベーターに係る調査及び是正指導の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災査察や通報等により、違法設置エレベーターを確認した場合は、労働基準監督署等に情報提供を行い、連携して設置状況の調査及び違反是正指導を行う。 ・金属・機械製造業者等に対し、建築基準法に合致しないエレベーター等は、違法設置エレベーターとなることを周知するとともに、情報収集を行い違法設置エレベーターを未然に防止する。 |

3 建築物等の適切な維持管理による安全性の確保

(1) 定期報告の徹底及び既存不適格の改善による既存建築物の安全性の確保

定期報告の徹底により、建築物の使用実態、損傷、腐食その他の劣化等の状況を的確に把握し、その結果をもとに是正指導を行うほか、昇降機、建築設備及び防火設備について、適切な維持管理を啓発し、建築物等の安全性の確保を促進する。

また、既存不適格建築物の安全性について啓発するため、法制度や施策について効果的に周知を行う。

【目標】

○定期報告率を上げる。(目標値は、「令和2年度旭川市建築行政マネジメント計画施策の実績値一覧表」による。)

○既存不適格建築物の不適格事項の改善率を上げる。(目標値は、令和2年度の実績値80.6%から今計画終了時において85%以上とする。)

| 【施策】 | 【取組】 |
|-----------------------------|---|
| ①定期報告制度の周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度を市民に周知するため、建築指導課ホームページに制度内容を掲載するほか、特定建築物等の所有者等に、定期報告制度のパンフレットを送付する。 ・新規に定期報告の対象となる特定建築物等の所有者等には、定期報告の義務があることを文書により通知し、定期報告制度への理解を求める。 |
| ②定期報告の内容等を踏まえた是正指導の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・定期調査(検査)報告書の調査・検査項目で、防災、避難に係る重大な要是正箇所があるものについては、改善計画書の提出や建築防災週間における防災査察等を活用しながら是正指導を徹底する。 |
| ③未報告建築物等の所有者に対する督促及び現地調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物、建築設備及び防火設備は、提出期限の概ね1か月前に再お知らせ文書を送付し、提出期限後は、督促文書の送付を行うとともに、電話による督促を適宜行う。 ・防災査察等を活用しながら現地調査を実施し、建築物の安 |

| | |
|------------------------------------|---|
| | <p>全性を確認するとともに、所有者等に対して定期報告の重要性について普及啓発し、定期報告書の提出を指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査により違反事項を把握したときは、是正指導を迅速に行い、防災、避難に係る重大なものは、違反建築物として適切に対応する。 |
| ④既存不適格建築物に対応する法制度等の周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格建築物の概要及び主要な既存不適格の判断基準等については、建築指導課ホームページにより、関連する情報の提供を行う。 ・定期報告結果通知書の送付時や防災査察等の機会に、既存不適格建築物に関する法制度や安全対策などのパンフレットの配布により、所有者等に周知し、防災意識を高める。 |
| ⑤既存不適格建築物における現行水準向上の必要性の周知と改修工事の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格部分を有する建築物等の所有者等に、安全性向上の必要性を周知し、既存不適格箇所の改善措置等を指導する。 |

(2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベストを有する建築物の安全性を確保するため、アスベスト対策を推進する。

【目標】

アスベストの含有調査及び除去等のアスベスト対策実施施設数を増やす。(目標値は「令和2年度旭川市建築行政マネジメント計画施策の実績値一覧表」による。)

| 【施策】 | 【取組】 |
|--------------------------|---|
| ①アスベスト対策の啓発及び知識の普及の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・北海道が公開する北海道アスベスト情報について建築指導課ホームページにより、関連する情報の提供を行う。 ・アスベストが施工された建築物の所有者等に含有調査の実施について文書などにより指導するとともに、防災査察等を活用し、アスベスト対策の周知徹底を図り、危険性の高いものについては、早期に是正するよう指導を行う。 ・建築指導課窓口で、建設リサイクル法による届出時にアスベストに係る廃棄物等について指導を行う。 |
| ②アスベスト対策を促進するための環境整備の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト調査台帳(対象:建設年次 S31~H1,床面積\geq500 m²及び特定用途の床面積\geq300 m²)の登録情報を適宜更新し、台帳の適切な管理を行う。 |
| ③アスベスト対策を促進するための支援策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト調査台帳に登録した建築物に対して、建築物石綿含有調査者制度を活用した補助制度により、吹付けアスベスト含有調査及び飛散するおそれのある吹付けアスベストの除去等について支援を行う。 |
| ④アスベストに係る所管法令を扱う関係機関との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署等及び環境部への届出の必要性について、建築指導課窓口でパンフレットを配布し、周知するとともに、アスベストが吹付けられた建築物の解体等の届出情報を関係機関等と共有し、必要に応じて合同で立入検査を実施する。 |

(3) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

地震防災対策の必要性及び旭川市耐震改修促進計画を踏まえて、新耐震基準施行以前の建築物の耐震診断を推進するほか、耐震基準の満たさない建築物の耐震改修を促進する。

【目標】

建築物の耐震化率を上げる。(目標値は、旭川市耐震改修促進計画による目標耐震化率とする。)

| 【施策】 | 【取組】 |
|--------------------------------------|---|
| ①耐震化促進に向けた啓発及び知識の普及の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築指導課ホームページにより、耐震化に関連する情報の提供を行う。 ・定期報告制度や防災査察を活用して耐震診断・耐震改修の手法を記載したパンフレットを配布するなど、耐震化の重要性について意識啓発を行う。 |
| ②多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するための指導及び支援制度の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震に対して危険性のある要緊急安全確認大規模建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修などを実施するよう文書等により指導する。 ・補助制度の活用により、要緊急安全確認大規模建築物の補強設計又は耐震改修等への支援を行う。 |
| ③耐震化を促進するための支援策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の無料耐震診断を実施する。 ・補助制度の活用により、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等への支援を行う。 |
| ④耐震化に関連する安全対策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校のスクールゾーンに面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の調査を実施し、状況に応じて所有者等に対して安全性の確保について指導する。 |

(4) 空家等対策の推進

適切な管理が行われていない空き家に関する問題の早期解決とともに、空き家が放置され、管理されなくなることを未然に防止する。

【目標】

総合的な空家等対策を実施し、良好な生活環境を保全する。(目標値は、「第8次旭川市総合推進計画」の評価指標による。)

| 【施策】 | 【取組】 |
|------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者等に対し、管理責務や適切な相続手続の必要性などについて、建築指導課ホームページや各種パンフレット等により周知する。 ・関係部局との連携や空き家に関する情報を共有し、多極化する空き家の相談等に対応する。 ・建築関係団体や不動産業団体等と連携し、空き家の適切な管理や処分が円滑に行われるような協力体制を促進する。 |

| | |
|------------------------|---|
| ②空き家の利活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅建協会と協力や連携し、空き家の流通、活用、売却等により、空き家の利活用を推進する。 ・ 「北海道空き家情報バンク」について窓口でパンフレットを配布するなど制度の周知、支援を行う。 |
| ③適切に管理されていない空き家への施策の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切に管理されていない特定空家等の所有者等に対し、空家特租法に基づく助言、指導、勧告、命令等の措置を行う。 ・ 所有者等不在空き家について財産管理人制度の活用により、適切な管理を誘導する。 ・ 補助制度の活用により、不良空き家住宅又は特定空家等の除却へ向けた支援を行う。 |

4 事故・災害時の対応

(1) 事故発生時の関係機関との連携による迅速な対応及び再発防止

建築物等に係る人身事故等が発生している現状を踏まえ、日常生活の安全性の向上のため、関係機関との情報の共有による迅速な対応及び原因究明により、再発防止対策に関する指導を行い、類似の事故発生を防止する。

【目標】

事故発生時における迅速な対応及び類似事故の発生を防止する。

| 【施策】 | 【取組】 |
|---------------------------------------|---|
| ①消防部局、警察等の関係行政機関と事故発生時の迅速な連携対応の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係行政機関と事故に係る情報を共有するとともに、連携して迅速な対応を行う。 |
| ②事故に係る建築行政としての調査の実施、原因究明及び再発防止策の検討の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生建築物等の所有者等から建築基準法に基づく報告の徴収及び当該建築物等への立入調査を行う。 ・ 事故原因究明のため所管法令を扱う関係機関への情報の提供の要請を行い、原因究明、再発防止策の検討を行う。 ・ 国及び北海道への事故等の報告を迅速に行う。 |
| ③類似の事故を未然に防止することを目的とする緊急点検等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 用途・規模が類似している建築物等に関連する団体及び所有者等に対して、注意喚起や事故防止策を周知するとともに、必要に応じて緊急点検等を迅速に行う。 |

(2) 迅速な災害対応を可能とする体制の整備

地震、風水害等の災害により、人命や社会生活に甚大な被害が起きた場合や様々な危機事態の発生に対して、迅速に安全な市民生活を確保できるよう、防災面等からの支援体制を整備する。

【目標】

災害時の支援体制の整備

| 【施策】 | 【取組】 |
|------------------------|--|
| ①震災時の応急危険度判定対応体制の整備及び判 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道震災建築物応急危険度判定上川地区協議会を通じて管内の行政庁と連携を図り、被災建築物の応急危険度判定 |

| | |
|------------------|--|
| 定士の確保 | <p>を迅速かつ適確に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道が行う応急危険度判定士認定講習会，震災建築物応急危険度判定訓練及び応急危険度判定コーディネーター研修会等への協力を行う。 ・職員の応急危険度判定士への登録を働きかける。 ・「旭川市被災建築物応急危険度判定実施本部業務マニュアル」及び「旭川市被災建築物応急危険度判定応援業務マニュアル」により，震災時に向けて，応急危険度判定対応体制を準備する。 |
| ②自然災害等の対応及び体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制等を整備し，自然災害発生時には「旭川市地域防災計画」に基づく迅速な対応を行う。 ・災害が発生した場合は，「建築指導課 自然災害対応会議設置要領」，「建築指導課 自然災害対応指針」及び「自然災害対応活動マニュアル」により，旭川市災害対策本部が設置するまでの間，迅速な初動対応を行う。 |

5 消費者への対応

消費者部局と連携し，建築物の安全・安心に係る消費者への適切な対応を実施する。

【目標】

消費者部局との連携や消費者への建築物の安全・安心に係る情報の提供や共有を行う。

| 【施策】 | 【取組】 |
|---------------------|---|
| ①消費者部局との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・旭川市消費生活センターと連携して，消費者保護に関連する建築関係等の情報を共有する。 |
| ②建築物の安心確保に係る情報提供の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の安全・安心に関連する情報があった際には，建築指導課ホームページにより，情報の提供を行う。 ・建築指導課窓口にて建築物の安心確保に関連する情報のパンフレット等の配布を行う。 ・国（国土交通省）及び北海道が公開する建築士及び建築士事務所の行政処分情報（ネガティブ情報）については，建築指導課ホームページにより，情報の提供を行う。 |
| ③苦情及び相談等の処理体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民からの苦情及び相談等に対しては，関係部局と連携し迅速かつ適切な対応を行う。 ・建築指導課窓口で住宅情報等の各種パンフレット及び住宅支援関連総合リーフレットの配布を行う。 |

6 執行業務体制の整備

（１）内部組織の執行体制

的確な建築行政を遂行するための執行業務体制を構築する。

【目標】

○将来の建築主事の確保や確認検査員の審査技術向上に向けた執行業務体制を維持する。

| 【施策】 | 【取組】 |
|----------------------------|---|
| ①建築指導課執行体制の整備 | ・現在の建築指導課の業務及び執行体制を分析・検証を行い、効果的な執行業務体制を維持する。 |
| ②建築行政職員の技術向上及び関連資格取得に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・国等が管轄する研修機関が開催する建築行政に関連する講習会等へ職員を随時参加させる。 ・建築主事に係る賠償責任保険制度へ加入する。 ・建築基準適合判定資格者検定を受験する職員に対し、講習会の受講又は受験に関する旅費を負担するなど建築基準適合判定資格の取得を支援する。 |

(2) 関係機関・関係団体との連携による執行体制

建築物等の安全性の確保に向け、関係機関及び関係団体との役割分担を明確化し、連携を図り、迅速かつ適確な建築行政の執行を促進する。

| 【関係機関及び関係団体】 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 警察，労働基準監督署などの行政関係機関 ② 消防，保健所，福祉などの庁内関係部局 ③ 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関 ④ 建設業法・宅地建物取引業法に基づく建築施工・不動産流通販売業者団体 ⑤ 建築士会・建築士事務所協会，司法書士会などの資格者団体 ⑥ 専門技術者団体 ⑦ 日本建築行政会議 ⑧ その他の協力団体（市民団体，NPO等） |